

東京都医療勤務環境改善支援センター設置要綱

平成26年8月28日26福保医人第1267号
一部改正 平成27年3月30日26福保医人第2823号
一部改正 令和元年6月26日31福保医人第833号
一部改正 令和5年7月1日5福保医人第995号

(設置)

第1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の21第3項の規定に基づき、東京都における医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として、東京都（以下「都」という。）は東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(所管事務)

第2 センターは、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 東京都内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- (2) 東京都内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- (3) その他医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

(運営及び協議)

第3 センターの効率的な運営、所管事務に関する意見調整及び協議は、東京都地域医療対策協議会勤務環境改善部会において行う。

(事務局)

第4 センターの事務局を、東京都保健医療局医療政策部に置く。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。